

● 交付申請時提出書類一覧表（空き家等における省CO2改修支援事業）

SERAの担当者から修正や追加等を指示された資料がある場合は、必ず提出してください。

※Excelデータの場合は、そのまま送信願います

	提出書類	該当	備考	申請者	SERA	
1	交付申請書（様式1）	全	代表申請者が記載すること			
2	実施計画書（別紙1）	全				
3	別添1 空き家の現状	全				
	（料） 根拠 資	空き家状態開始時期	全	水道契約解除の証明書等		
		空き家の属性	全	建築確認申請書若しくは確認済証		
		空き家等対策計画の位置づけ	該	当該自治体の空き家等対策計画		
4	別添2 空き家の利活用計画	全				
	資（料） 根拠	完成時期等	該	建築確認申請書若しくは確認済証		
		利活用計画	該	事業計画		
5	別添3 導入設備等計画	全				
6	別添4 省エネ計算結果	全				
	ム（W） による 計算 の場 合	WEBプログラム様式の一次エネルギー消費量計算結果	全	様式出力一式も提出すること		
		外皮・設備仕様入力シート	全			
		根拠となる図面	全	配置図、平面図、立面図、求積図等		
		機器表	全			
		仕様書	全			
	（標 準 の 設 備 に よ る 計 算 ）	根拠となる図面	全	配置図、平面図、立面図、求積図等		
		仕様書	全			
		カタログ	全			
		「基準一次消費エネルギー量算定根拠」	全			
	省エネ計算シート	全	エクセルにより、設備区分ごとに、改修前後の一次消費エネルギー及びCO2排出を計算・整理を行ったもの。			
7	別添5 空き家現状写真	全	空き家の現状を外観と室内を写したもの			
8	ランニングコスト計算書	全	任意書式			
9	工程表	全				
10	経費内訳（別紙2）	全				
11	参考見積書	全	見積書又は設計書 ・撤去費等補助対象外経費も含まれていること ・一式表記は行わないこと			
12	根拠資料	見積書の根拠資料（材料費）	全	材料費の単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）、定価の順位で単価を確認し、掲載されていない費目は見積単価とする。また、国土交通省監修の「公共建築工事共通費積算基準」（土木、建築、機械、電気通信）を参考とし、材料費・労務費込の複合単価を計上することも可とする。		
			全	該当部分をマークすること		
		見積書の根拠資料（労務費）	全	「公共工事設計労務単価表」の掲載部分の写し。該当部分をマークすること		
		見積書の根拠資料（諸経費）	全	「公共建築工事共通費積算基準」の掲載部分の写し。該当部分をマークすること		
15	交付要件等確認書（別紙4）	全	（別紙3は提出不要）			
16	企業概要	全	企業パンフレット等。共同申請者も提出すること。			
17	定款又は寄付行為	全	共同申請者も提出すること			

	提出書類	該当	備考	申請者	SERA
18	申請年度の予算書（抄本）の写し	該	自治体のみ。書式はSERAまでお問い合わせください		
19	事業者登記簿	全	3カ月以内に発行された履歴事項全部証明書。共同申請者も提出すること		
20	建物登記簿	全	3カ月以内に発行されたもの。		
21	経理状況説明書（2カ年分）	全	・貸借対照表（共同申請者も提出すること）		
		全	・損益計算書（共同申請者も提出すること）		
22	法に基づく事業者である証明	該	法律により事業の執行に許可等が必要な場合は、許可書等		
23	更新前後の設備状況がわかる書類	全	以下更新前と更新後設備で設備図面（A3以上）がそれぞれ必要 <ul style="list-style-type: none"> ・システム図（系統図）（補助対象は赤線で図示すること） ・配置図（平面図）（補助対象にする配管・配線等も図示すること）。（電源設備、分電盤等を補助対象にする場合は、単線結線図を添付し補助対象外に接続されていないことを示すこと） ・仕様書（補助対象設備ごとに必要） ・カタログの該当ページ ・機器表（更新前後の設備の型番、能力、消費電力等をまとめたもの。図面とひも付けすること） ・導入設備が補助要件である省エネ基準を満たすことを示す書類（仕様書やカタログにマーキング等） 		
25	図面等		<ul style="list-style-type: none"> ・位置図、平面図（設備図面で兼用可） ・建物配置図（複数棟での申請の場合） 		
26	その他（利益排除）	該	自社調達時の利益排除に係る関係資料及び計算書等		
27	その他（関連会社発注時等の利益相反に係る取締役会等の決議書	該	同一代表者の関連会社等へ発注する場合など、利益相反に対応するための取締役会等の決議書		
28	CD-R	全	原則として提出ファイル全てを電子データで提出すること		